

風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン

平成 23 年 3 月

環 境 省

はじめに

地球温暖化対策の推進に向けた再生可能エネルギーの導入促進に資するものとして、昨年、規制・制度改革に関する分科会において、環境分野についての規制・制度の見直しが検討され、平成 22 年 6 月、「規制・制度改革に係る対処方針」が閣議決定された。

これを受けて、環境省では、風力発電施設の設置に関する自然公園法上の許可基準である自然公園法施行規則第 11 条第 11 項における、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」について、技術的ガイドラインとしてとりまとめた。

今後、本ガイドラインは、自然公園法施行規則第 11 条に規定する自然公園法の許可基準の細部解釈及び運用方法を定めた「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」（平成 22 年 4 月 1 日付環自国発第 100401008 号 環境省自然環境局長通知）6 「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない」（第 1 項第 3 号）及び「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでない」（第 1 項第 4 号）を補足する具体的な考え方として取り扱うこととする。

目 次

はじめに

第1章 風力発電施設の景観影響審査の基本的流れ	1
第2章 技術的ガイドライン	1
第1段階 事業地の選定	3
(1) 立地を除外すべき地域との重複の確認	3
(2) 説明資料の作成	5
第2段階 概略事業計画の立案	6
(1) 主要な展望地の抽出	8
(2) 主要な展望地からの風力発電の視認可能性の確認	10
(3) 視認可能性のある展望地の眺望特性の把握	11
(4) 視認可能性のある展望地ごとの眺望に対する支障程度の確認	21
(5) 説明資料の作成	28
第3段階 詳細事業計画の立案	29
(1) 眺望保全のための措置の立案	30
(2) 眺望変化予測の実施	39
(3) 眺望保全措置の妥当性確認	42
(4) 説明資料の作成	42
実施例	43
1.丘陵地帯	44
第1段階 事業地の選定	45
(1) 立地を除外すべき地域との重複の確認	45
第2段階 概略事業計画の立案	46
(1) 主要な展望地の抽出	46
(2) 主要な展望地からの風力発電の視認可能性の確認	47
(3) 視認可能性のある展望地の眺望特性の把握	49
(4) 視認可能性のある展望地ごとの眺望に対する支障程度の確認	52
第3段階 詳細事業計画の立案	59
2.高原地帯	68
第1段階 事業地の選定	69
(1) 立地を除外すべき地域との重複の確認	69
第2段階 概略事業計画の立案	70
(1) 主要な展望地の抽出	70
(2) 主要な展望地からの風力発電の視認可能性の確認	71

(3) 視認可能性がある展望地の眺望特性の把握 -----	73
(4) 視認可能性がある展望地ごとの眺望に対する支障程度の確認 -----	78
第3段階 詳細事業計画の立案 -----	85
3. 草原地帯 -----	91
第1段階 事業地の選定 -----	92
(1) 立地を除外すべき地域との重複の確認 -----	92
第2段階 概略事業計画の立案 -----	93
(1) 主要な展望地の抽出 -----	93
(2) 主要な展望地からの風力発電の視認可能性の確認 -----	94
(3) 視認可能性がある展望地の眺望特性の把握 -----	96
(4) 視認可能性がある展望地ごとの眺望に対する支障程度の確認 -----	99
第3段階 詳細事業計画の立案 -----	105

第 1 章 風力発電施設の景観影響審査の基本的流れ

◇風力発電施設のような大規模工作物を自然景観に影響を及ぼさないように設置するためには、事業計画の早い段階から眺望の保全に慎重に配慮していくことが必要である。

◇このため、次頁フローに示すとおり、事業計画検討の各段階（事業地の選定→概略事業計画の立案→詳細事業計画の立案）で必要な確認・修正（複数案比較）を行いつつ段階的に事業計画の熟度を高めていくことが重要である。

◇また、事業者は事業計画等を立案する各段階で、その検討プロセス、眺望への支障の予測結果等をわかりやすい資料としてとりまとめて有識者、地域住民、環境省をはじめとする関係行政機関等に提示し、これら関係主体の意見を踏まえて眺望への支障の程度等を評価することが重要である。

第 1 段階 事業地の選定

風力発電施設による自然景観への影響を小さくするためには、まず眺望の対象となる優れた自然の風景地が風力発電施設によって直接的に改変されることを防ぐ必要がある。

このため、事業地を選定する段階で、風力発電施設の立地地点が、優れた自然の風景地を確実に回避することが必要である。

第 2 段階 概略事業計画の立案

優れた自然の風景地そのものの改変を避けることができたとしても、展望地からの眺望に対する支障を小さくすることが必要である。

このため、事業地の選定を経て概略事業計画（風車の規模、基数、配置等）を検討する段階で公園内の主要な展望地の分布状況と眺望特性を把握し、風力発電施設の設置による主要な展望地からの眺望への支障の程度を、展望地ごとに確認する。

その結果、支障が大きいと判断された場合は、概略事業計画を修正するか、事業自体を中止することが必要となる。

一方、重大な支障は生じないが、支障が生じる可能性があるとして判断された場合は、当該展望地を「保全対象展望地」として抽出し、次の段階でより詳細な確認を行う。

第 3 段階 詳細事業計画の立案

第 2 段階で保全対象展望地の眺望特性を把握した後は、その特性に応じて、眺望保全のための措置を検討するとともに、講じることとした措置の効果が確実に得られているか、客観的に評価することが必要である。

このため、詳細事業計画を立案する段階で、既往の学術知見、事例等に基づいた眺望保全のための措置を保全対象展望地ごとにフォトモンタージュを作成すること等により検討し、措置を講じた上で生じる眺望変化の程度を予測し、措置の妥当性（措置を講じることによって眺望への支障が小さなものとなっているか）を確認（評価）する。

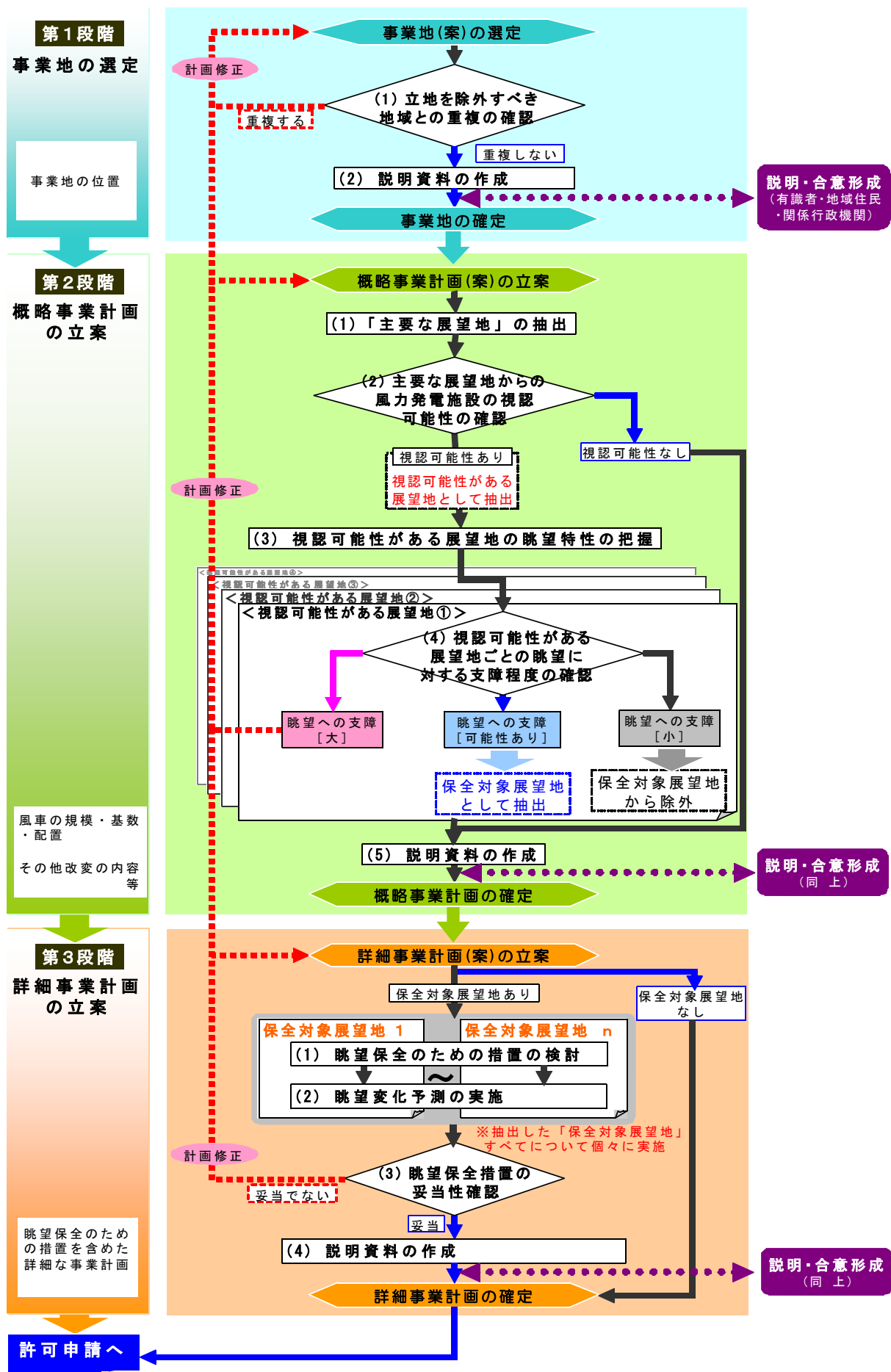


図1 風力発電施設の許可審査のフロー図

第2章 技術的ガイドライン

第1段階 事業地の選定

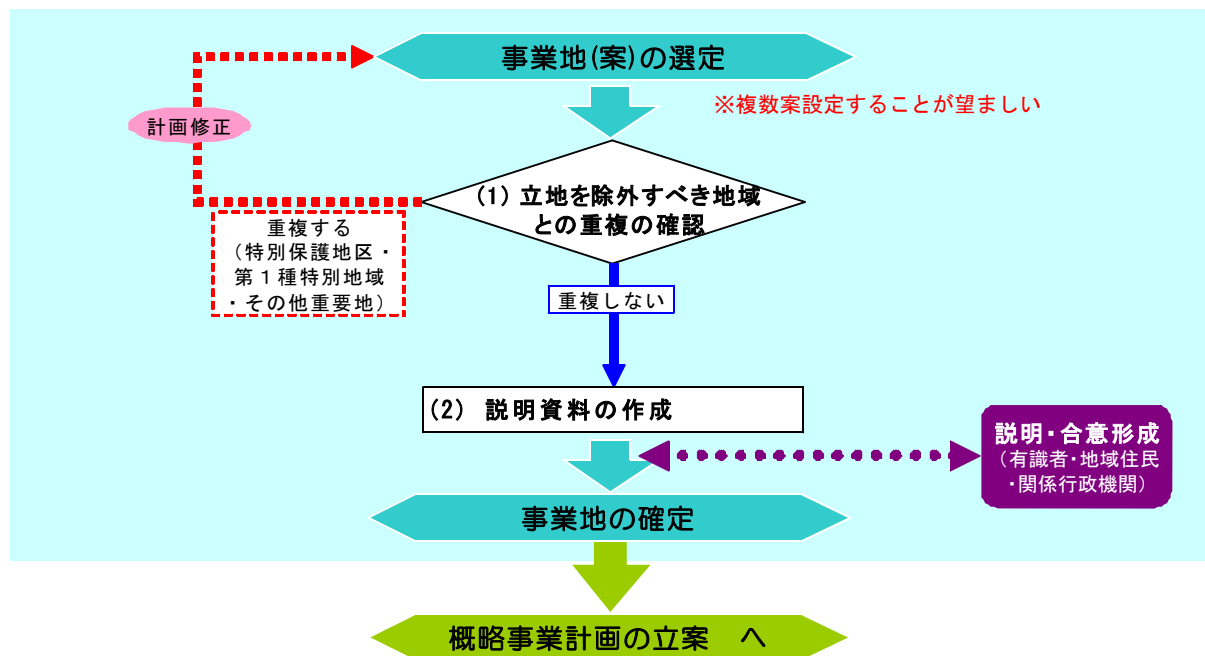


図2 第1段階 事業地の選定 のフロー

(1) 立地を除外すべき地域との重複の確認

風力発電施設の立地を除外すべき地域については、許可基準等において次頁表1のとおり規定している。設定した事業地(案)の位置図と表1に掲げる地域に関する位置情報とを重ね合わせ、事業地が風力発電施設の立地を除外すべき地域に含まれないことを確認する。

⇒風力発電施設の立地を除外すべき地域に含まれる場合は、事業を中止するか、事業地(案)の選定に戻る。

<補足>

・複数案設定の重要性について

事業地や後段で述べる事業計画は、複数案を設定し、自然景観（騒音、植物、動物等の環境項目を含む）への支障の程度について比較検討することで、より支障が少ない事業とすることが可能となる。

表1 風力発電施設の立地を除外すべき地域を規定した許可基準等

許可基準*1	細部解釈*2	具体的対象例
次に掲げる地域内において行われるものでないこと。		
特別保護地区、第1種特別地域又は海中公園地区		
第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等であるもの	その地域の自然的価値が、特別保護地区又は第1種特別地域と同じ程度に高い地域であって、その地域が狭小であり、又はその自然の実態からみて、線引きにより特別保護地区又は第1種特別地域に指定することが技術的に困難であるものについて、特に貴重な自然を有する特定地域の保護のため、特別な配慮を行うものとする趣旨である。このような取扱いをしよう場合は、地域地種区分制度が設けられている趣旨にかんがみ、明確かつ合理的な場合に限られるべきであり、当該具体的地域における自然的価値の高さについて明確な認識が可能であることが必要である。具体的には、文化財保護法の規定に基づく史跡名勝天然記念物の指定又は仮指定がされている地域、学術調査の結果により当該地域の自然的価値が明らかにされている地域その他何らかの行政措置又は定着した地域的慣行が行われている地域が該当する。	
文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の指定又は仮指定をうけた地域		
学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの		
(1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域		・「自然環境保全基礎調査 現存植生図」*3で以下に該当する地域 Ⅰ 高山帯自然植生域 Ⅱ コケモートウヒクラス域自然植生 Ⅷ 河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生（自然植生に限る）等
(2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域		・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく「国内稀少野生動植物種の生息地等保護区」の指定区域 ・「日本の重要湿地500」（2001 環境省）の選定湿地 等
(3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域		・「自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査」において自然景観資源として選定された対象の分布する地域 ・「日本の地形レッドデータブック（2000 小泉武栄・青木賢人編）で選定基準①（日本の地形を代表する典型的かつ稀少・貴重な地形）の評価を受けた地形分布地 ・「日本の地質百選」（2007・2009 日本の地質百選選定委員会）に選定されている地質分布地 等
(4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域		・「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」において特定植物群落に選定された地域 等

*1：自然公園法施行規則第11条第1項第2号

*2：自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について

（環境庁自然保護局長通知、H12.08.07・H16.04.01 改正）

*3：「第2回・第3回自然環境保全基礎調査5万分の1現存植生図」

「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 2万5千分の1現存植生図」（いずれも環境省）